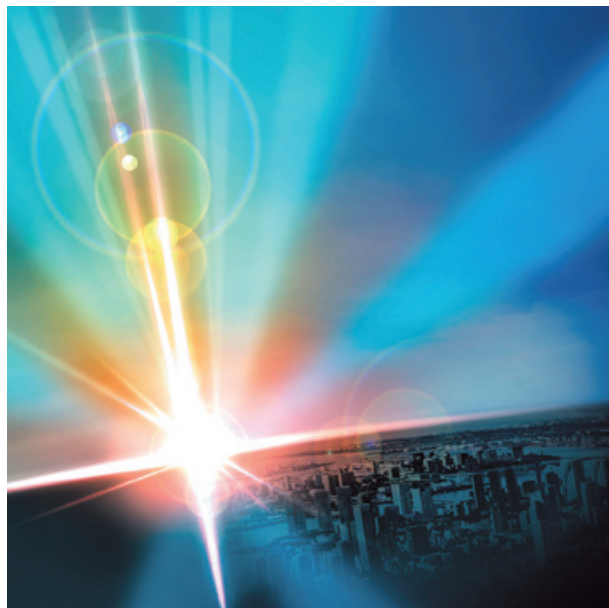


投資信託説明書
(交付目論見書)使用開始日
2026年6月20日

野村日本新鋭成長株ファンド

追加型投信／国内／株式

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

＜照会先＞野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104（受付時間）営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

商品分類			属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	株式	資産複合 ^(注)	年1回	日本

(注) (株式 一般、その他資産 (投資事業有限責任組合 (株式 一般)))
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>)
でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2026年4月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：78兆0130億円（2026年3月31日現在）

この目論見書により行なう野村日本新鋭成長株ファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年6月19日に関東財務局長に提出しており、2026年6月20日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

■ ファンドの特色

主要投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている（上場予定を含みます。）株式（以下「上場株式」といいます。）および金融商品取引所に上場されていないわが国の株式等を実質的な投資対象とする投資事業有限責任組合等（以下「LPS」といいます。）の出資対象事業持分等（以下「持分」といいます。）を主要投資対象とします。なお、金融商品取引所に上場されていないわが国の株式等（普通株式に転換可能な優先株式、その他の種類株式等も含みます。以下「未上場株式」といいます。）に直接投資する場合があります。

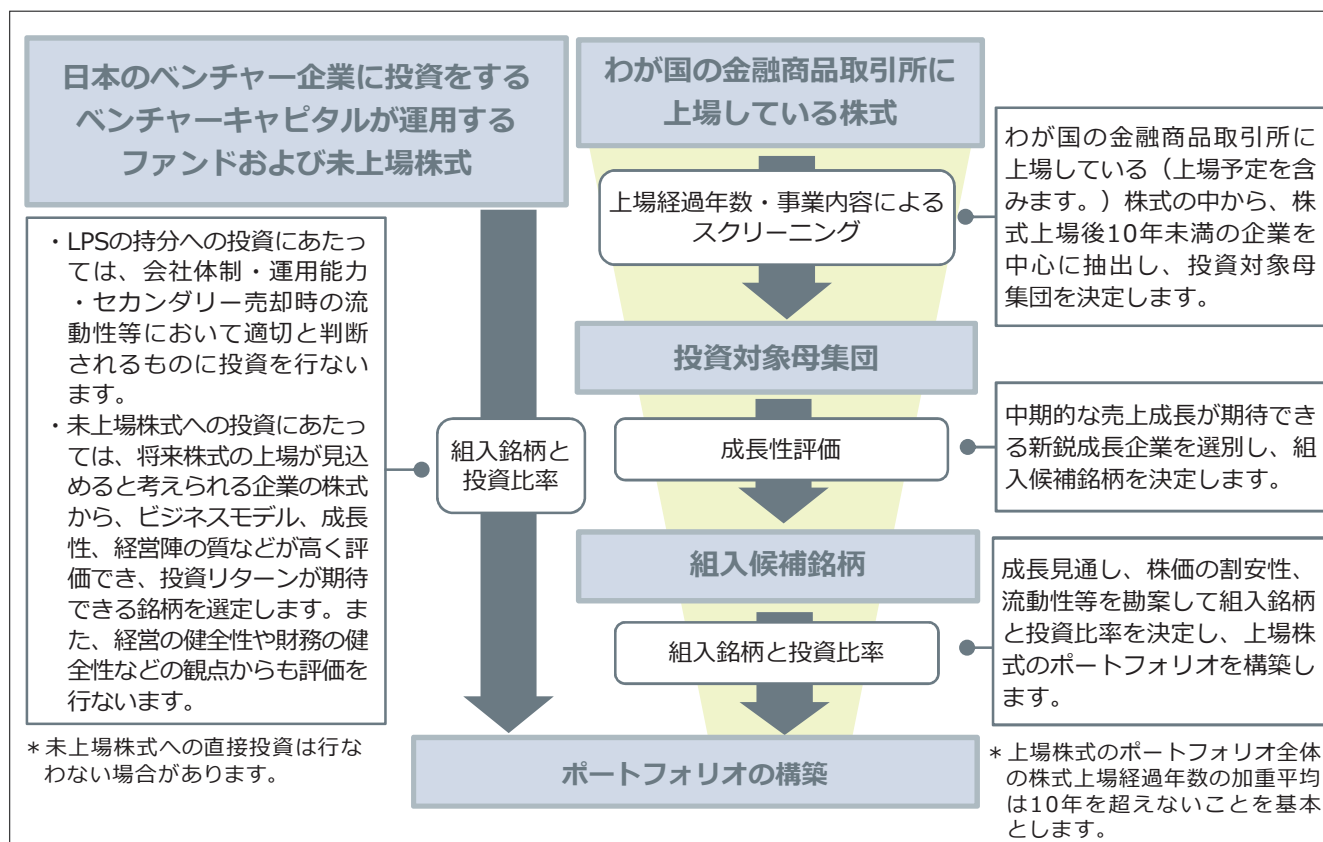
投資方針

- 主として、上場株式およびLPSの持分に投資します。なお、未上場株式に直接投資する場合があります。
- 上場株式への投資にあたっては、新鋭成長企業※の株式から、売上の成長性等に着目し、特に中期的な成長が期待できる銘柄を選定します。上場株式のポートフォリオの構築にあたっては、成長見通し、株価の割安性、流動性等を勘案して組入銘柄と投資比率を決定します。なお、株式上場後10年未満の銘柄を中心に投資を行ない、上場株式のポートフォリオ全体の株式上場経過年数の加重平均は10年を超えないことを基本とします。
※当ファンドにおいて「新鋭成長企業」とは、独自のビジネスモデルや新市場の創造等により、社会に新しい付加価値を提供し、中長期に亘って業績の拡大が期待できる企業を指します。
- LPSの持分への投資にあたっては、主として、日本に拠点を有し日本のベンチャー企業に投資をするベンチャーキャピタルが運用するファンドの中から、会社体制・運用能力・セカンダリー売却時の流動性等において適切と判断されるものに投資を行ないます。



ファンドの目的・特色

■ ポートフォリオ構築プロセス ■



* 上記ポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

- 上場株式およびLPSの持分への投資比率の配分については、以下を基本とします。ただし魅力的な投資機会がないと委託会社が判断した場合や当ファンドの追加設定・一部解約の状況等によっては、以下の比率が変動する場合や、LPSの持分への投資が行なわれない場合があります。

投資対象	投資比率
上場株式	90%～95%程度
LPSの持分	5%～10%程度



ファンドの目的・特色

- 未上場株式への投資にあたっては、将来株式の上場が見込めると考えられる企業の株式から、ビジネスモデル、成長性、経営陣の質などが高く評価でき、投資リターンが期待できる銘柄を選定します。また、経営の健全性や財務の健全性などの観点からも評価を行ないます。
 - ◆ 未上場株式に直接投資する場合の投資比率の配分については、LPSの持分と合わせて5%～10%程度とすることを基本とします。
- 当面の間は、以下のLPSの持分を投資対象とします。

投資対象とするLPSの持分（2026年6月19日現在）
ジャフコSV6 投資事業有限責任組合の出資対象事業持分
ジャフコSV7-B 投資事業有限責任組合の出資対象事業持分
ジャフコV8 投資事業有限責任組合の出資対象事業持分

- ◆ 2026年6月19日現在、「ジャフコSV6 投資事業有限責任組合の出資対象事業持分」および「ジャフコSV7-B 投資事業有限責任組合の出資対象事業持分」に投資を行なっています。
- ◆ 当ファンドの追加設定・一部解約の状況等によっては、一部の投資対象とするLPSの持分への投資が行なわれない場合があります。

ファンドにおいてLPSの持分および未上場株式の売買を行なった際は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、外部の監査法人による価格調査を行なっています。



ファンドの目的・特色

投資対象とするLPSの概要

ジャフコSV6 投資事業有限責任組合（以下「SV6」といいます。）

＜運用の基本方針＞	
主 要 投 資 対 象	・投資対象は主に国内の潜在成長性豊かな未上場企業です。 ・海外ライフサイエンス企業への投資等、海外企業（外貨建て）への投資も一部行ないます。
投 資 方 針	・主に日本国内の未上場企業が発行する株式等を取得し、上場後の金融商品取引市場での売却、又は未上場段階での売却その他の方法により、投下資本を増殖回収することを目的とします。 ・経営に深く関与することで企業価値の向上を図り、高いパフォーマンスを上げることを目指します。 ・成長分野のアーリーステージ企業を中心に一部中堅企業にも投資を行ない、ポートフォリオのリスク分散を図ります。 ・バイアウト投資の手法を用いることもあります。
主 な 投 資 制 限	・1事業者あたりの累計投資金額は、総出資約束金額の10%を上限とします。 ・総出資約束金額の20%程度を上限として、外国法人向け出資等及び外国に所在する投資組合等の持分（但し、特定の投資対象を取得するために組成されたものに限る。）を取得できます。なお、この場合の外国法人には、初回投資時点で事業拠点を日本国内に有し、あるいはモニタリング及び経営関与を主に日本で行なう企業は含めないものとします。また、外国法人向け出資等の取得価額の総額が本組合の総出資履行金額に占める割合は、常に50%未満とします。 なお、投資ガイドラインは、無限責任組合員が設置するアドバイザリーボードの承認のうえで変更されることがあります。
＜主な関係法人＞	
無 限 責 任 組 合 員 ※投資事業有限責任組合の業務を執行する組合員	（i）ジャフコ グループ株式会社と（ii）ジャフコ グループ株式会社及び個人パートナーが出資するSV6 パートナー有限責任事業組合（LLP）が、本組合の無限責任組合員として、共同で業務を執行します。
財 産 管 理 受 託 者	みずほ信託銀行株式会社
会 計 監 査 人	EY新日本有限責任監査法人
＜管理報酬等＞	
管 理 報 酬	下記の各期間について定めた年率を、当該四半期の初日の総出資約束金額に乗じた金額 2025年1月1日から2026年12月31日まで：2.20%（税込み）（税抜き：2.0%） 2027年1月1日から2028年12月31日まで：1.65%（税込み）（税抜き：1.5%） 2029年1月1日から2029年12月31日まで：1.10%（税込み）（税抜き：1.0%） また、本組合が契約期間を延長した場合は、本組合が保有する株式等の取得価額に対して年率0.55%（税込み（税抜き：0.5%））とします。
成 果 配 分	分配累計額及び分配可能額の合計額から総出資約束金額を控除した額の20%が無限責任組合員に分配されます。総出資履行金額が最終的に総出資約束金額に満たないことが確定した場合には、総出資約束金額を、総出資履行金額に読み替えて、分配額の調整を行ないます。

* 上記は2026年6月19日現在のものであり、今後変更となる場合があります。



ファンドの目的・特色

ジャフコSV7-B投資事業有限責任組合（以下「SV7-B」といいます。）

＜運用の基本方針＞	
主 要 投 資 対 象	・投資対象は、国内ベンチャー投資を行なうジャフコV7投資事業有限責任組合（以下「V7」といいます。）及び国内バイアウト投資を行なうジャフコBO7投資事業有限責任組合（以下「BO7」といいます。）です。 ・V7の投資対象は主に日本国内に事業拠点を有する未上場企業です。海外企業への投資も一部行ないます。 ・BO7の投資対象は主に国内の未上場企業です。また、取得後に株式非公開化を行なうことを前提として、金融商品取引所に上場している株式等を取得する場合があります。
投 資 方 針	・本組合は、V7およびBO7への投資を通じて、上場又は第三者への売却等が見込まれる株式等に投資を行ない、投下資本を増殖回収することを目的とします。 ・V7は、経営に深く関与することで企業価値の向上を図り、高いパフォーマンスを上げることを目指します。 ・BO7は、経営権の移転を伴う買収投資を行ない、投資先会社への経営関与を行なうバイアウト投資の手法を用います。
主 な 投 資 制 限	＜V7＞ ・1事業者あたりの累計投資額は、総出資約束額の5%を上限とします。 ・総出資約束額の20%程度を上限として、外国法人向け出資等及び外国に所在する投資組合等の持分（但し、特定の投資対象を取得するために組成されたものに限る。）を取得できます。なお、この場合の外国法人には、初回投資時点で事業拠点を日本国内に有し、あるいはモニタリング及び経営関与を主に日本で行なう企業は含めないものとします。また、外国法人向け出資等の取得価額の総額が本組合の総出資履行金額に占める割合は、常に50%未満とします。 ＜BO7＞ ・1事業者あたりの累計投資金額は、総出資約束金額の15%を上限とします。1事業者あたりの累計投資金額には、初回投資後3カ月以内に投資先経営者等による再出資スキーム等により本組合から買い戻された金額を除くものとします。 ・総出資約束金額の20%程度を上限として、外国法人向け出資等及び外国に所在する投資組合等の持分（但し、特定の投資対象を取得するために組成されたものに限る。）を取得できますが、投資対象は初回投資時点で事業拠点を日本国内に有し、あるいはモニタリング及び経営関与を主に日本で行なう企業に限定するものとします。また、外国法人向け出資等の取得価額の総額が本組合の総出資履行金額に占める割合は、常に50%未満とします。 なお、V7およびBO7の投資ガイドラインは、無限責任組合員が設置するアドバイザリーボードの承認のうえで変更されることがあります。
＜主な関係法人＞	
無 限 責 任 組 合 員 ※投資事業有限責任組合の業務を執行する組合員	ジャフコ グループ株式会社
財 産 管 理 受 託 者	みずほ信託銀行株式会社
会 計 監 査 人	EY新日本有限責任監査法人



ファンドの目的・特色

<管理報酬等>

管 理 報 酬	本組合における管理報酬は規定されていません。但し、V7及びBO7への出資を通じてV7、BO7の組合契約に基づき、下記に基づいて算出した管理報酬（年率）を間接的に負担します。 V7、BO7それぞれ最初の投資を実行した月の1日から2027年12月31日まで：出資約束金額の2.2%（税抜き2.0%） 2028年1月1日以降：直前四半期末の投資残高（取得価額）の2.2%（税抜き2.0%） V7、BO7が契約期間を延長した場合は、それぞれ投資残高（取得価額）の年率0.55%（税抜き0.5%）とします。
成 果 配 分	無限責任組合員が受領する成果配分は、本組合においては発生しませんが、V7、BO7においては、その組合員への分配額が総出資約束金額を超え、一定要件を満たした場合、無限責任組合員に対して成果配分が支払われます。 V7、BO7それぞれの計算において成果配分は発生するため、本組合の投資対象であるV7、BO7のどちらか一方が損失を計上している場合も、成果配分が相殺されることはありません。

* 上記は2026年6月19日現在のものであり、今後変更となる場合があります。



ファンドの目的・特色

ジャフコV8 投資事業有限責任組合（以下「V8」といいます。）

＜運用の基本方針＞	
主 要 投 資 対 象	・投資対象は主に国内の潜在成長性豊かな未上場企業です。 ・海外ライフサイエンス分野への投資等、一部外国企業への直接投資を行なうこともあります。
投 資 方 針	・未上場企業が発行する株式等を取得し、投資後数年に渡って企業価値向上を企図した成長支援を行なったうえで、上場後の金融商品取引市場での売却、又は未上場段階での売却その他の方法により、投下資本を増殖回収することを目的とします。 ・経営に深く関与することで企業価値の向上を図り、高いパフォーマンスを上げることを目指しています。
主 な 投 資 制 限	・1事業者あたりの本組合及び姉妹ファンドによる累計投資金額は、(i)32.5億円、又は(ii)本組合及び姉妹ファンドの総出資約束金額の合計の5%、のうちいずれか高い方の金額を上限とします。 ・外国法人向け出資等及び外国に所在する投資組合等の持分（但し、特定の投資対象を取得するために組成されたものに限る。）を取得できますが、その取得価額の総額は 本組合の総出資約束金額の20%程度を上限と致します。なお、この場合の外国法人には、初回投資時点で事業拠点を日本国内に有し、あるいはモニタリング及び経営関与を主に日本で行なう企業は含めないものとします。 なお、投資ガイドラインは、無限責任組合員が設置するアドバイザリーボードの承認のうえで変更されることがあります。
＜主な関係法人＞	
無 限 責 任 組 合 員 ※投資事業有限責任組合の業務を執行する組合員	ジャフコ グループ株式会社及びV8有限責任事業組合（LLP）が、本組合の無限責任組合員として、共同で業務を執行します。
財 産 管 理 受 託 者	みずほ信託銀行株式会社
会 計 監 査 人	EY新日本有限責任監査法人
＜管理報酬等＞	
管 理 報 酬	下記のとおり定めた年率に基づいて算出した金額を管理報酬として負担します。 ・最初の投資を実行した月の1日から5年後の応当日が属する四半期の末日まで：出資約束金額の2.2%（税抜き2.0%） ・最初の投資を実行した月の1日の5年後の応当日が属する四半期の翌四半期以降：直前四半期末の投資残高（取得価額）の2.2%（税抜き2.0%） ・本組合が契約期間を延長した場合：投資残高（取得価額）の年率0.55%（税抜き0.5%）
成 果 配 分	分配累計額と分配可能額の合計額から総出資約束金額を控除した額の20%が成果配分として無限責任組合員に分配されます。総出資履行金額が最終的に総出資約束金額に満たないことが確定した場合には、総出資約束金額を、総出資履行金額に読み替えて、分配額の調整を行ないません。

* 上記は2026年6月19日現在のものであり、今後変更となる場合があります。



ファンドの目的・特色

主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

分配の方針

原則、毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 購入・換金に関する留意点 ■

LPSの持分および未上場株式への投資比率が、運用方針で定める比率に対して高まったと委託会社が判断した場合等には、ファンドの購入、換金の各お申込みの受付を中止することがあります。

また当該事由が解消しない場合等にはファンドの購入、換金の各お申込みの受付を中止する期間が長期化する場合があります。

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。また、中小型株にも投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。 ファンドは実質的に未上場株式を組み入れます。未上場株式は流動性が著しく乏しく、価格変動が極めて大きい場合があります、ファンドの基準価額は大きな影響を受ける場合があります。 ファンドが実質的に組み入れる未上場株式は各銘柄の価格が各企業の個別要因やイベント（デフォルト・上場・M&A等）によって大きく変動し、株式市場全体の動きとは値動きの方向性や変動率が大きく異なる場合があります。
LPSの 価格変動リスク	ファンドはLPSの持分を組み入れます。LPSの持分は流動性が著しく乏しいため、価格変動が極めて大きい場合があります。そのため、ファンドの基準価額は大きな影響を受ける場合があります。
為替変動リスク	外貨建資産に実質的に投資した場合には為替変動の影響を受ける場合があります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。



投資リスク

■ その他の留意点

- ◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドは、大型株に比べ相対的に市場の流動性が低い中小型株にも投資を行ないますので、ファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に証券を売買できない場合があります。
- 未上場株式等（LPSの持分を含みます。以下同じ。）は流動性が著しく乏しいため、ファンドにおける組入比率を調整できない場合があります。そのため未上場株式等の組入比率は運用方針として定める比率から乖離する場合があります。
- 未上場株式等への投資比率が、運用方針で定める比率に対して高まったと委託会社が判断した場合、委託会社がLPSの持分または未上場株式の価値に影響する事象を認識し、基準価額への影響が大きいと判断した場合等には、ファンドの購入、換金の各お申込みの受付を中止することがあります。また当該事由が解消しない場合等にはファンドの購入、換金の各お申込みの受付を中止する期間が長期化する場合があります。
- ファンドの純資産総額に対する未上場株式等の比率の上昇等により未上場株式等を売却する場合があります。未上場株式等は、ファンドの基準価額算出に際して採用する評価価格で実際に売却できることは保証されておらず、またLPSの持分の譲渡は、無限責任組合員の事前の書面による承諾が得られる場合に限られるなど、出資金の回収手段が制約される可能性があります。未上場株式等を評価価格と比較して低い価格で売却した場合には基準価額は大きな影響を受ける場合があります。
- ファンドが実質的に行なう未上場企業への投資には、特有のリスクが存在します。未上場企業は、上場企業に比べ、一般に倒産可能性、財務体質の不安定性、人的資源・経営資源の制約、研究・開発能力の限界等を含むリスクや不確実性が高く、国内外の経済情勢や景気の動向及び投資先事業者等やその顧客の属する業界の動向や競争状況の影響を受けやすいという特徴があります。当初の計画通りに事業が進捗せず、財務状況が悪化した結果、他社への事業売却、倒産等に至り、投資資金が全く回収できない場合もあり、また、投資先事業者等の株式上場や第三者との組織再編、事業売却、M&A等によるEXITが保証されているものではなく、株式上場やM&A等があった場合であっても、その株式を、投資コストを上回って売却できる保証はありません。さらに、未上場株式は、上場株式に比べ、発行者情報の正確性が保証されない、流動性が著しく劣る等の制約があるため、未上場段階で売却を行なう場合には、その価格が投資コストを下回ることがあります。これらの未上場企業への投資に特有のリスクが顕在化することにより、投資収益に悪影響を及ぼし、ファンドの基準価額は大きな影響を受ける場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる未上場株式の発行者の業務または財産状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等が、投資収益に悪影響を及ぼし、基準価額は影響を受ける可能性があります。
- 未上場株式等は、基本的に相対で譲渡する他に換金の手段がなく、また譲渡には一定の制限がある場合があります。そのため、組み入れる未上場株式等の資金化が困難であると委託会社が判断した場合等には、受託者と合意のうえ、信託期間を6か月間延長することがあります。この場合において、延長後の信託期間終了日においても当該事由が解消しない場合も同様とします。



投資リスク

- ファンドの基準価額の算出においては、未上場株式等の評価に際し、原則として基準価額算出日に知り得る直近の未上場株式等の評価額を参照します。そのため日々の基準価額算出において、未上場株式等が影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することは困難です。また、原則として、未上場株式等の評価額は日次で更新されないため、ファンドの基準価額は未上場株式等の評価額の更新時に大きく変動する可能性があります。なお、ファンドの有価証券報告書等に記載される財務諸表の作成においては未上場株式等の財務諸表等を作成する時点の評価額を参照するほか、ファンドの有価証券報告書等に記載される財務諸表の作成と運用報告書等に記載されるファンドの基準価額や純資産総額の算出で適用される会計基準が異なるため、両者の数値が異なる場合があります。
- ファンドが組み入れるLPSにおいて、無限責任組合員の破産、解散等により無限責任組合員が存在しなくなった場合、LPSの清算手続において売却の機会があることまたは投資元本全額を回収できることは保証されておらず、ファンドの基準価額は大きな影響を受ける場合があります。また新たな無限責任組合員が選任された場合に、後任の無限責任組合員によりLPSの運用方針が変更され、その結果投資収益に悪影響を及ぼす可能性があります。
- 未上場株式等の組入比率が低い期間または組み入れていない期間においては、ファンドは未上場株式等を運用方針として定める比率の範囲内で組み入れた場合に期待される投資効果を得られないことが想定されます。また、その結果として、未上場株式等を運用方針として定める比率の範囲内で組み入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。
- ファンドが組み入れる未上場株式等の資金化に時間を要することが想定される場合には、ファンドの償還に向け、十分な時間的余裕をもって当該未上場株式等の組入比率を引き下げることがあります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

● パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

● 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

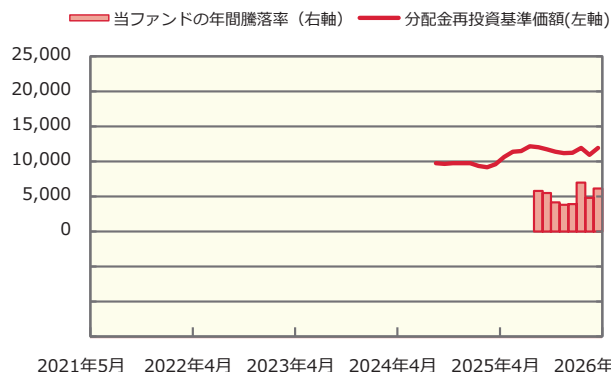
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



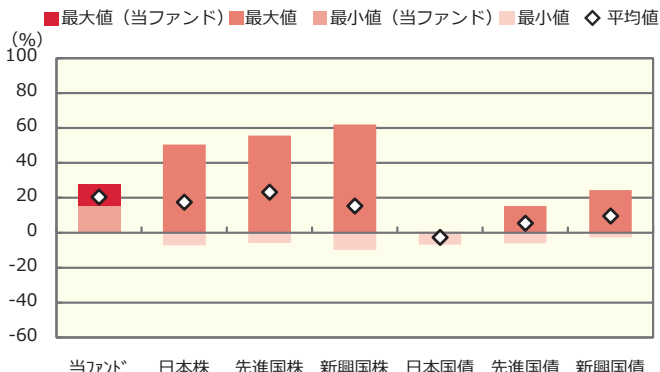
投資リスク

■ リスクの定量的比較 (2021年5月末～2026年4月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	27.9	50.5	55.7	62.1	0.6	15.3	24.5
最小値 (%)	15.2	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	20.5	17.6	23.2	15.3	△ 2.7	5.5	9.6

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

* 年間騰落率は、2025年9月から2026年4月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2021年5月から2026年4月の5年間（当ファンドは2025年9月から2026年4月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

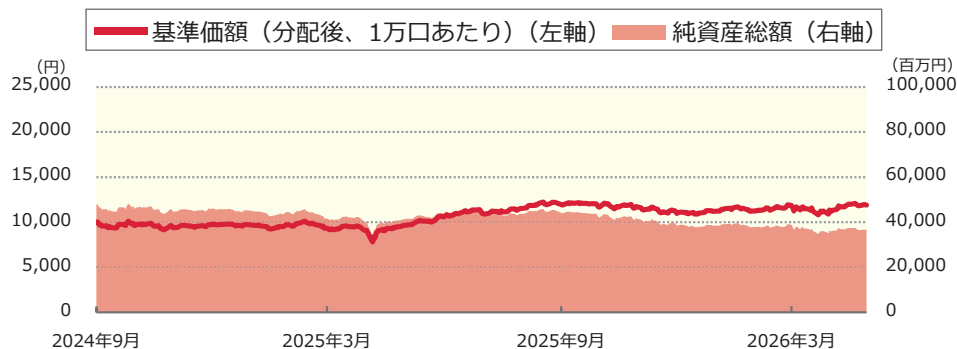
- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る商標又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る商標又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）



運用実績 (2026年4月30日現在)

基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2026年3月	10 円
2025年3月	0 円
--	--
--	--
--	--
設定来累計	10 円

主要な資産の状況

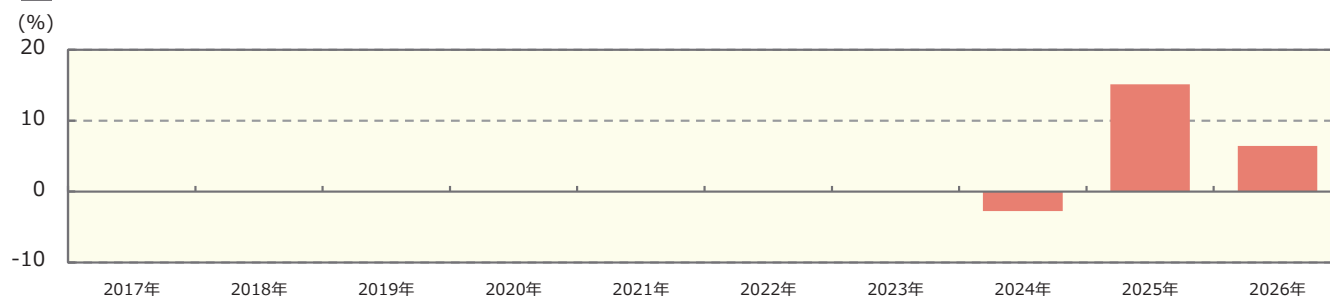
銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	ジャフコSV6投資事業有限責任組合	—	5.6
2	ジャフコSV7-B投資事業有限責任組合	—	5.5
3	タイミー	サービス業	4.4
4	アズーム	不動産業	3.3
5	北里コーポレーション	精密機器	3.0
6	ソシオネクスト	電気機器	3.0
7	テクセンドフォトマスク	その他製品	2.9
8	インテグラル	証券、商品先物取引業	2.6
9	オプトラン	機械	2.4
10	セイワホールディングス	金属製品	2.4

業種別投資比率 (上位)

順位	業種	投資比率 (%)
1	サービス業	13.8
2	情報・通信業	13.0
3	電気機器	10.7
4	小売業	6.2
5	機械	6.1

年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2024年は設定日（2024年9月2日）から年末までの収益率。
- ・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



#



#



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- * 上記は2026年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率 (①+②+③+④)	①ファンドの運用 管理費用の比率	②ファンドのそ 他費用の比率	③管理報酬等（投 資対象とする LPS）の比率	④その他費用（投 資対象とする LPS）の比率
ファンド	1.87	1.63	0.01	0.20	0.03

（2025年3月26日～2026年3月25日）

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
- * 投資対象とするLPSの管理報酬やその他費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- * 投資対象とするLPSのその他費用には、各種税金や、投資対象の事務処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- * 投資対象とするLPSの管理報酬やその他費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

